

岡山県社会人バスケットボールリーグ規定（抜粋）

4. チーム責務について

- 1) 社会人リーグ参加の全てのチームに責務は発生する。
※チーム責務は、社会人リーグ登録チーム毎に発生し割り当てを与える。
 - 2) 代表者（1名）・運営委員（1名以上）・帯同審判（2名以上）を登録し大会運営に協力すること。
 - 3) 運営割り当て（会場役員・審判・T0等）は、チームで責任を持って実施すること。
 - 4) 会場運営は担当チームが行うこと。（割り当ては社会人リーグ事務局が決定する）
 - 5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由無き責務の放棄は、次年度以降、社会人リーグへの参加を認めない。
（原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由により社会人リーグ事務局が認めた場合のみ参加を認める）
 - 6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。
（ペナルティの内容は競技会委員会審議後決定する）
- ※ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生し社会人リーグ事務局へ納付する。

6. 運営に関する事項

- 1) 会場について
 - ① 会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行うこと。
 - ② 体育館使用規則を守ること。
・ 駐車場 ・ ゴミ持帰り ・ 喫煙ルール 等
 - ③ 体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度の社会人リーグ参加不可とする。
また、選手に限らず、チーム関係者（応援者も含む）についても同様とする。
※参加不可 ⇒ チーム・個人（チームを変更した場合も認められない）
- 2) 罰則について
 - ① 暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。
 - ② 無断で試合を棄権した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。
（事務局：1万円、対戦チーム：1万円）
 - ③ 審判・T0の割り当てについては責任を持って実施すること。
無断で実施しなかった場合、事務局に反則金1万円を支払わなければならない。
 - ④ 反則金は社会人リーグ事務局が管理し、社会人リーグ運営等に運用する。
 - ⑤ 社会人リーグ事務局への納付を義務とし、支払わない場合は社会人リーグへの参加を認めない。
- 3) その他
 - ① 予定日に止むを得ず棄権する場合は、速やかに社会人リーグ事務局に連絡をすること。
ただし、審判、オフィシャル、チーム運営委員の責任は果たすこと。
 - ② 審判員、T0、選手や役員・運営委員に対し暴力を振るった場合は、即刻、本人・チームを登録抹消とし、本年度及び翌年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また、審判員、T0、選手や役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチーム及び選手については、事実確認を行った後、登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは翌年度の登録は認めないものとする。